

鳥取いなば農業協同組合用瀬支店駐車場トイレ維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取いなば農業協同組合用瀬支店駐車場トイレ維持管理費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、観光客等が公衆トイレとして使用する鳥取いなば農業協同組合用瀬支店の屋外トイレを管理する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し補助することにより、観光客の利便を向上し、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取いなば農業協同組合用瀬支店とする。

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、360,000円を上限とする。

(実績報告)

第5条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

2 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成１７年８月１１日から施行し、平成１７年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

鳥取市長様

補助事業者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

年度鳥取いなば農業協同組合用瀬支店駐車場トイレ維持管理費補助金
事業仕入控除税額確定報告書

鳥取いなば農業協同組合用瀬支店駐車場トイレ維持管理費補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除
金 円

- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）
金 円

- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した額
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）